

札幌市自立支援協議会北区地域部会規約

第1条（目的）

札幌市自立支援協議会北区地域部会（以下「北区部会」という。）は、札幌市自立支援協議会（以下「全体会」という。）の下部組織として、障がい当事者、障がい福祉事業所、行政機関、その他北区内の様々な事業者との連携のもとに障がい児者を含む全ての北区民が、障がいに関わらず、互いに理解しながら誰もが安心して生活できる「地域づくり」を行うことを目的とする。

第2条（活動内容）

1. 北区地域部会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 障がい児者の持っている力を十分に発揮できる環境づくりを目指した活動
 - (2) 障がい児者や家庭の生活実態を理解し、必要な社会資源を開発・改善する活動
 - (3) 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
 - (4) 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する運動
 - (5) 障がい福祉関係事業者や関係機関の連携体制構築に関する運動
 - (6) 障がい福祉関係事業者の資質向上を目指した活動
 - (7) 北区の問題を解決するための、札幌市への施策提言
 - (8) その他、目的達成に必要な活動
2. 北区部会は障がい福祉以外の関係機関、企業、地域住民も含めた柔軟なネットワーク構築に努める。

第3条（構成員）

1. 構成員は次に掲げるもののうち北区部会の目的に賛同する次のものとする。
 - (1) 区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者（旧法施設、地域活動支援センター、共同作業所含む）
 - (2) 区内に拠点のある障がい福祉に関する福祉施設または事業者
 - (3) 区内を担当地域とする相談支援事業所
 - (4) 区内に居住する障がい当事者または区内で活動する障がい者団体
 - (5) 区内にある教育関係機関
 - (6) 区内にある医療機関
 - (7) 区保健福祉部保健福祉課
 - (8) 区社会福祉協議会
 - (9) その他、障がい福祉の向上に関心のある者で運営委員会が適当と認める者
2. 障がい児者や家族を含む関係者を臨時で参加させることができる。

第4条（会長、副会長及び運営委員会）

1. 運営委員（概ね15名程度）は構成員より選任することとする。
2. 会長（1名）及び副会長（1名）は運営委員会で互選する。
3. 会長、副会長及び運営委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。
4. 会長は北区部会を代表し、会議を主催する。また、北区部会の活動内容について定期的に全体会

等への報告を行うものとする。

5. 副会長は、会長に事故があるとき、その職務を代行する。
6. 運営委員会は会長、副会長及び運営委員と事務局で構成し、北区部会の運営について協議する。

第5条（事務局）

1. 事務局は、北区内にある札幌市障がい者相談支援事業の委託を受けた相談支援事業所及び北区保健福祉課で構成する。
2. 北区部会の運営について必要な庶務を行う。

第6条（その他）

この規定に定めるもののほか北区部会の運営に関して必要な事項は部会の協議にて定めることとする。

附則

- この規約は平成23年3月9日から施行する。
- この規約は平成24年3月8日から施行する。
- この規約は平成26年10月14日から施行する。